

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和7年8月14日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

テックランド東広島店

(2) 所在地

東広島市西条町御菌宇字勝谷5186番地1外

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位 置	収容台数
1	建物敷地内駐車場	92台
2	建物敷地南側駐車場	44台
	合計	136台

※建物敷地駐車場整備台数94台の内92台を来客用の届出台数とする。

(変更後)

No.	位 置	収容台数
1	建物敷地内駐車場	63台
	合計	63台

※建物敷地駐車場整備台数93台の内63台を来客用の届出台数とする。

※建物敷地南側駐車場44台は従業員用とする。

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

No.	出入口の数	位置
1	4箇所	出入口No.1：駐車場No.1東北側
		出入口No.2：駐車場No.1北側
		入口No.3：駐車場No.1西側
		出入口No.4：駐車場No.1南側
2	2箇所	出入口No.5：駐車場No.2北側
		出口No.6：駐車場No.2南側
合計	6箇所	

(変更後)

No.	出入口の数	位置
1	5箇所	出入口No.1：駐車場No.1東北側
		出入口No.2：駐車場No.1北側
		入口No.3：駐車場No.1西側
		出入口No.4：駐車場No.1南側
		出入口No.5：駐車場No.1東南側
合計	5箇所	

3 変更年月日及び変更の理由

変更年月日	変更の理由
令和8年4月5日	実際の利用実態に即した駐車場台数を確保し、過剰な施設を閉鎖するため。

4 届出年月日

令和7年8月4日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和7年8月14日（木）から令和7年12月15日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課
東広島市西条栄町8番29号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年12月15日（月）

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課